

経営権争奪事件からみた会社法実務発展（一） 董事候補者指名制度（後編）

（二）実務の発展状況

1. 金融監督管理委員会（以下、「金管会」という）の統計¹によると、2018年6月までに、会社定款に董事及び監査役の候補者指名制を全面的に採用すると定めた会社は、上場企業計665社（上場企業全体の約71%）、店頭登録会社462社（店頭登録会社全体の約60%）に上る。但し、金管会が会社法第192-1条第1項ただし書²に基づき、授権し発布した「上場企業（又は店頭登録会社）の董事及び監査役の選挙は、候補者指名制度を採用しなければならない」とする命令³の規定は、2021年1月1日から発効するという点に留意すべきである。
2. 会社法第192-1条第3項⁴に基づき、指名を行う株主の資格に「株式名義書換停止日前までに、発行済株式総数の1%以上の株式を保有している」とあるが、この規定についての経済部の書簡によると、候補者の指名は提案権又は指名権に属し株主総会の決議に係らないため、株式の計算時には無議決権株式数を控除する必要がない⁵としている。
3. 会社法改正後に新たに増補された第173-1条⁶を併せてみると、発行済

¹ https://www.fsc.gov.tw/ch/home.jsp?id=96&parentpath=0.2&mcustomize=news_view.jsp&dataserno=201905140003&toolsflag=Y&dttable=News

² **会社法第192-1条第1項後文：**

但し、株式の公開発行会社は、証券管理主務機関が会社規模、株主数と構成及びその他必要状況によって適用する条件がある場合、会社定款に董事候補者指名制がある旨を記載しなければならない。

³ 金管証交字第1080311451号。

⁴ **会社法第192-1条第3項：**

発行済株式総数の1%以上の株式を保有する株主は、書面により董事候補者リストを会社に提出することができる。指名する人数は、董事の選出すべき人数を超えてはならない。董事会が指名する董事候補者の人数も同様とする。

⁵ 經濟部95年2月8日經商字第09502402920号令。

⁶ **会社法第173-1条：**

発行済株式総数の過半数の株式を3ヶ月以上引き続き保有する株主は、自ら臨時株主総会を招集することができる。（第1項）

前項の株主の株式保有期間及び持株数の計算は、第165条第2項又は第3項の株式名義書換停止時に保有の株式に準じる。（第2項）

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

株式総数の過半数の株式を3ヶ月以上前から引き続き保有する株主は、董事会招集の請求又は政府からの許可が不要で、自ら臨時株主総会を招集することができるとの規定がある。これにより、株主の会社経営権に係わる競争の機会及びルートを増やすことが期待され、従前候補者名簿を提出したにもかかわらず排除されてきた「市場派」の株主は、この条文に基づき捲土重来を果たすことができるかもしれない。しかしながら、会社法第173-1条に基づき、自ら臨時株主総会を招集する要件として、発行済株式総数の過半数の株式を3ヶ月以上前から引き続き保有している必要がある。この要件を満たすのはかなり厳しいうえ、過半数の株式を既に保有する者は通常直ちに経営権を取得できるはずで、わざわざ臨時株主総会を招集する必要はないと思われる。

(三) 結び

1. (一) 2.で述べた「董事会の審査権限」に係わる紛争が、2018年の法改正で簡略化された候補者指名の作業手順により改善されるかどうかは定かではない。なぜならば、会社法第192-1条による処罰は尚も軽微であって、経営権争いから得られる利益とは比べ物にならないためである。したがってこの規定が果たして、競争相手が提出した候補者名簿への、会社側の嫌がらせを有効的に抑止できるかどうかは引き続き見守っていく必要がある。
2. また、たとえ前述の状況が2018年の法改正により改善されたとしても、矯枉過直（きょうおうかちよく）になるおそれがあることを念頭におかなければならない。本来「董事・監査役候補者指名制度」を導入する目的として、事前に書面で提出する候補者リストを通じて、株主がより多い情報の中から自身が支持したい経営者を判断できるほか、ほかの株主の考えを探ることもできるはずであった。しかしながら、2018年の法改正で参考資料が簡略化されすぎたため、却って株主の情報を知る権利を奪うとともに、会社に入選を厳しくチェックする機会をも失わせることになった。これについて、金管会及び一部の学者⁷は、独立性・専門性を具備する委員会が適任な董事・監査役候補者を選んだうえで董事会に推薦する⁸「指名委員会」制度を導入する意欲を持って

⁷ 曾宛如、黄銘傑教授、「董事会指名委員会制度の設立及び株主提案権制度の現状と改善に関する研究」、p229-p232

⁸ 〇〇股份有限公司（株式会社）指名委員会組織規程参考例

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

いる。ただし、指名委員会の独立性をいかに確保するか、また董事会との間の権力の境界をどう分けるかについてもまた一つの大きな課題となるであろう。

3. 前述（二）2に基づく、「発行済株式総数の1%以上の株式を保有する株主」の計算には「無議決権株式の数」が含まれるが、これについて不合理⁹であるとの学者の反論がある。所謂無議決権株式とは、当該株式の保有者が議決権の行使により会社の経営に参加することを避けるためのものであるため、仮に無議決権株式を算入したとすれば、議決権付株式の割合が希薄になり、議決権付株式の保有者が指名資格を取得する難易度が更に上がることになる。したがって事実上、無議決権株式が議決権付株式の権利行使を制限することになってしまう。このため、企業統治及び株主民主理念の実現の観点から鑑み、台湾の主務機関は当該書簡¹⁰の内容を再検討する必要があるのではないかと思われる。



⁹ 同注9、p101を参照

¹⁰ 注7を参照

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。